

岐阜県公報

号外(二) 令和五年三月二十二日

目次

規則

清流の国ぎふ大学生等奨学金条例施行規則の一部を改正する規則
岐阜県国民健康保険財政広域化支援事業貸付金等の貸付け等に関する規則を廃止する規則

(地域振興課)

(国民健康保険課)

一

二

規則

清流の国ぎふ大学生等奨学金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第十五号

清流の国ぎふ大学生等奨学金条例施行規則の一部を改正する規則

清流の国ぎふ大学生等奨学金条例施行規則(平成二十八年岐阜県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「十二万円」を「二十四万円」に改める。

附則

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の日前に清流の国ぎふ大学生等奨学金条例(平成二十八年岐阜県規則第十四号)第一条に規定する奨学金の貸与を受けた者に対する改正後の第十条第二項の規定の適用については、同項中「貸与を受けた奨学金の額を、二十四万円を除いて得た」とあるのは、「令和五年四月一日前に貸与を受けた奨学金の額を十二万円を除いて得た数及び同日以後に貸与を受けた奨学金の額を二十四万円を除いて得た数を合算した」とする。

岐阜県国民健康保険財政広域化支援事業貸付金等の貸付け等に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和五年三月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第十六号

岐阜県国民健康保険財政広域化支援事業貸付金等の貸付け等に関する規則を廃止する規則

岐阜県国民健康保険財政広域化支援事業貸付金等の貸付け等に関する規則（平成十四年岐阜県規則第二百二十八号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

令和五年三月二十二日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社